



急速に進む写真界のデジタル化への動きはアナログ写真の衰退にますます拍車をかけ、高精度な写真資料の長期保存を中心に据えた研究会の活動も、デジタル写真の取り組みを本格的に進めなければならなくなった。前回の会誌では取り組みの初期段階における成果としてデジタル文化財写真の指針を表明し、その後の活動のガイドラインとした。会誌18号にも掲載したが、重要な骨格部分である指針を以下に再掲する。

～デジタル文化財写真の指針～

- 1 高品質なデジタル画像データとは、被写体について将来の観察・検証に耐えうる解像力を備えた写真画像データである。この場合の解像力とはピクセル数に依存するのではなく被写体ごとに必要な情報量とそれを表現するライティングがなされている画像データであり、闇雲にピクセル数が多くてもブレた写真・ボケた写真・適切でないライティングの写真などは意味をなさない。
- 2 正確で公正なデジタル画像データとは、写真画像を正確に再現できる写真画像データである。被写体を誰も知らなくなった将来においても、色調や歪みに関してそれを最大限復元できるターゲットが写し込まれており、誰もが元の被写体を観察・検証できる写真画像である。
- 3 デジタル画像の改変に関しては、悪意があれば改変することは容易であり、それを防ぐことは技術的に困難である。ただし、これに関しては銀塩写真においても同じであり、文化財写真を扱うものとしての自覚とモラルに依存するのみである。最大限改変をおこないにくいワークフローの構築と規制作りが必要である。
- 4 デジタルデータの利点である公開普及をおこないやすい点を最大限に生かし、1・2で挙げるような高品質で正確なデジタル画像データを広く公開普及することが真の「デジタルアーカイブ」である。ワークフローの構築には「公開・普及」に関する扱いやすさも含めなければならない。
- 5 デジタル画像データはアナログ画像と異なり、再現環境がないと基本的に不可視のものである。データの消失は常に隣り合わせである現実をふまえて最大限にファイルの安全性を確保した環境において可能な限り次世代での検索・使用を前提としたデータベースの構築をおこなった上でデータを保管しなければならない。

以上の指針を核にして、昨年度にデジタル部会として活動を進めた中から、文化財写真でのデジタル写真利用の実態調査を元に今後の対策、デジタルスチルカメラ（DSC※以後DSCと表記する）が実際どの程度の情報量・解像力を持つか、DSCでの撮影におけるカメラの基本設定、正確な色調再現に必要なグレイカード利用の実際、長期保存ののち正確な再現と利用に何が必要か、デジタルデータの長期保存に向けた具体的な方法、以上のような事柄に関してデジタル部会の一年の活動をまとめた。（けんきゅうかい でじたるぶかい）